

相模原市監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年5月24日に実施した健康福祉局こども育成部各課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年8月3日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成21年7月28日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

相模原市保育所入所者費用徴収規則（昭和36年相模原市規則第12号。以下「規則」という。）第6条に規定されていた「保育料の減免」について、地方自治法（昭和22年法律第66号）第96条第1項第10号の規定に基づく条例化を図ることとの指摘につきましては、次のとおり対応しました。

ア 平成20年度から、「保育料の減免」は行わないこととし、規則第6条の規定を削除しました。また、減免規定の条例化も行いませんでした。

イ 保育料は、「前年分の所得税の額」等に基づき区分する階層ごとに設定されておりますが、前年に比し収入が減少したこと等により、現行保育料に対する負担能力が著しく低下したと認められる場合には、「減免」によることなく、規則第5条の「階層区分認定の特例」を活用し、現在の収入を前提に仮に算定した「推定所得税額」等に基づき、階層区分の変更を行い、変更後の階層区分に設定されている保険料を賦課決定することで負担軽減を図っております。

ウ 原則として、保育料の賦課期日は毎月1日ですが、階層区分の変更期間は「変更申請のあった日の属する月」から3箇月の範囲内で、かつ、当該申請のあった日の属する年度内に限ることとしており、月の途中の申請による当月分からの階層区分変更も可能としております。

なお、月を遡及しての階層区分変更は行わないため、毎月末の納期限が経過した保育料は、分割等により納付を促すこととなります。

（参考）

健康福祉局こども育成部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成19年5月24日

2 監査の結果

保育課の保育料の徴収に関する事務を調査したところ、保育料の減免については、相模原市保育所入所者費用徴収規則（昭和36年相模原市規則第12号）第6条に規定されているが、減免は、権利の放棄に該当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、条例への規定又は議会の議決を要するものである。

したがって、保育料の減免に当たっては、地方自治法の規定に基づき、減免規定の条例化を図ることにより、適正に執行されたい。